平成３０年第２回

利根町議会定例会会議録　第４号

平成３０年６月８日　午前１０時開議

１．出席議員

１番	大越勇一君	７番	高橋一男君
２番	新井滄吉君	８番	今井利和君
３番	石山肖子君	９番	五十嵐辰雄君
４番	花嶋美清雄君	１０番	若泉昌寿君
５番	新井邦弘君	１１番	石井公一郎君
６番	坂本啓次君	１２番	船川京子君

１．欠席議員

なし

１．説明のため出席した者の氏名

町長	佐々木喜章君
教育長	杉山英彦君
総務課長	清水一男君
企画課長	飯塚良一君
財政課長	武藤武治君
税務課長	赤尾津政男君
住民課長	金子三千雄君
福祉課長	大塚達治君
子育て支援課長	岡野成子君
保健福祉センター所長	狩谷美弥子君
環境対策課長	大津善男君
保険年金課長兼国保診療所事務長	川上叔春君
経済課長兼農業委員会事務局長	大越直樹君
都市建設課長	石川篤君
会計課長	佐藤宏君
学校教育課長	大越克典君
生涯学習課長	野田文雄君

１．職務のため出席した者の氏名

議会事務局長	六本木　通　男
書記	荒　井　裕　二
書記	野　田　あゆ美

１．議事日程

議　事　日　程　第　４　号

平成３０年６月８日（金曜日）

午前１０時開議

日程第１　議案第27号　利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

日程第２　議案第28号　利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第３　議案第29号　利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第４　議案第30号　平成29年度利根町一般会計補正予算（第７号）の専決処分について

日程第５　議案第31号　平成29年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）の専決処分について

日程第６　議案第32号　利根町総合振興計画条例

日程第７　議案第33号　利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

日程第８　議案第34号　利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第９　議案第35号　平成30年度利根町一般会計補正予算（第１号）

日程第10　議案第36号　市町の境界変更について

日程第11　議案第37号　市町の境界変更に伴う財産処分に係る協議について

日程第12　議案第38号　利根町監査委員の選任について

日程第13　議員派遣の件

日程第14　常任委員会並びに特別委員会の閉会中の所管事務調査の件

日程第15　議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

１．本日の会議に付した事件

日程第１　議案第27号

日程第２　議案第28号

日程第３　議案第29号
日程第４　議案第30号
日程第５　議案第31号
日程第６　議案第32号
日程第７　議案第33号
日程第８　議案第34号
日程第９　議案第35号
日程第10　議案第36号
日程第11　議案第37号
日程第12　議案第38号
日程第13　議員派遣の件
日程第14　常任委員会並びに特別委員会の閉会中の所管事務調査の件
日程第15　議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

午前１０時００分開議

○議長（船川京子君）　おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので，直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（船川京子君）　日程第１，議案第27号　利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

本案に対する質疑通告議員は１名です。

これから本案に対する質疑を行います。

11番石井議員。

○１１番（石井公一郎君）　それでは質疑をいたします。

議案第27号　利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について，それで，地方税法等の一部を改正する法律，平成30年法律第３号が平成30年３月31日で交付されたことによりまして，利根町税条例等の一部を改正する条例の中で，いろいろありますよ，改正はいろいろあるんですけれども，製造たばこの区分，第92条，たばこ税の課税標準，第94条，たばこ税の税率，第95条，1,000本につき5,262円から1,000本につき5,692円となる，この改正で，町にとってどのような効果がありますか。また，加熱式たばこについてもお伺いいたします。

たばこ税は，基本的には，利根町でたばこを吸う人は利根町でたばこを買ってもらわないと税は納まらないんですよ。これが東京とか千葉県とかで買っては，要するに利根町に

税が納まらないと。基本的には，利根町で，たばこを吸う人は利根町で買いましょうというようなことだと思います。

それについて，今，私が質問したようなことを細かく説明していただきたいと思います。

○議長（船川京子君）　石井議員の質疑に対する答弁を求めます。

赤尾津税務課長。

○税務課長（赤尾津政男君）　それでは，石井議員の質問に回答させていただきます。

たばこ税の改正により，町にとってどのような効果があるのかというご質問ですが，まず，たばこ税をわかりやすくご説明いたしますと，一般的な紙たばこの国，県，町を合わせたたばこ税は，20本入り１箱あたり，現在244円88銭です。このうち105円24銭が町のたばこ税として入ってきます。

これが，本年10月１日，平成32年10年１日，平成33年10月１日と３回にわたり改正されます。毎回，おおよそ１本あたり１円，１箱20円の増額となります。最後の改正で，全体で304円88銭，うち町たばこ税が131円４銭となります。

加熱式たばこについては，現在の税率，主な加熱式たばこ，アイコス，グローあたりだと思うんですが，現在20本入り１箱，アイコスが全体で192円23銭，うち町たばこ税が82円61銭，グローが全体で119円99銭，うち町たばこ税が51円56銭となっております。

これを，ことし10月１日から５年間をかけて段階的に，紙巻きたばこの全体で304円88銭と同水準に増額するというものです。最後の改正は平成34年10月１日となっております。

町への効果ということですが，前回のたばこ税の引き上げ時の状況を見てみますと，平成25年４月１日に，１本あたり１円50銭増額されております。前後の決算を比較いたしますと，平成24年度，たばこ税の決算額は4,630万円でした。平成25年度の決算額が5,479万円と849万円ほど増額しております。

しかし，その後，年々減少傾向にあり，平成28年度には4,809万円となっております。今後も一旦は増加すると思われますが，年々減少していくものと思われます。

加熱式たばこについては，販売がコンビニ店限定の状況であります。当町にコンビニ店が２店しかないことを考えると，加熱式たばこの販売が急増し，紙巻きたばこが減少していった場合，当町のたばこ税は減少する速度が速まることが懸念されます。

以上です。

○議長（船川京子君）　石井議員の質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君）　異議なしと認めます。

それでは，議案第27号　利根町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてを採決します。

お諮りいたします。

本案は，原案について承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君）　起立全員です。したがって，議案第27号は，原案について承認されました。

○議長（船川京子君）　日程第２，議案第28号　利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので，これから討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君）　異議なしと認めます。

それでは，議案第28号　利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決します。

お諮りいたします。

本案は，原案について承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君）　起立全員です。したがって，議案第28号は，原案について承認されました。

○議長（船川京子君）　日程第３，議案第29号　利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので，これから討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君）　異議なしと認めます。

それでは，議案第29号　利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決します。

お諮りいたします。

本案は，原案について承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君）　起立全員です。したがって，議案第29号は，原案について承認されました。

○議長（船川京子君）　日程第４，議案第30号　平成29年度利根町一般会計補正予算（第７号）の専決処分についてを議題とします。

本案に対する質疑通告議員は２名です。

これから本案に対する質疑を通告順に行います。

10番若泉議員。

○１０番（若泉昌寿君）　それでは，平成29年度利根町一般会計補正予算の専決処分について，２点ほど質問させていただきます。

まず，款２総務費の中で，目，個人番号カード交付事業に対して322万5,000円を減額し，専決処分いたしましたが，この下記のことについてお伺いしたいと思います。

まず，平成29年度末での登録者数。

次に，町民全体では何パーセントぐらい登録しているのか。

三つ目といたしまして，町民全体で見ますと，これは私の考えというか，そういうふうに思っているんですが，個人番号カード交付事業に対して町民の関心度が薄いような感じするんですが，行政のほうはどのように思っているのか，お伺いしたいと思います。

さらに，款15財産収入，目２財産売払収入，土地売払収入671万8,000円の収入がありましたが，詳しく内容を説明していただきたいと思います。

それで，この説明の中にね，赤道という言葉を使ったと思いますが，私，たしか赤道というのは，もとは国の土地なのかなと，そう認識していましたが，その赤道というものの性格というか性質，それはどういうものか詳しくお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（船川京子君）　若泉議員の質疑に対する答弁を求めます。

金子住民課長。

○住民課長（金子三千雄君）　それでは，若泉議員のご質問にお答えいたします。

款，総務費，目，戸籍住民登録費，個人番号カード交付事業ですが，まず，平成29年度個人番号カード交付事業の歳出予算につきましては，今回減額を補正いたしました現年分予算322万5,000円のほかに，繰越明許分の予算131万3,000円がございました。

平成29年度につきましては，個人番号カード交付件数443件，129万7,800円でしたので，

繰越明許の予算の範囲内で個人番号交付事業を執行できたため，現年予算を執行する必要がなくなり，全額減額いたしました。

ご質問で，平成29年度末の個人番号カード登録者数でございますが，３月末現在，2,352枚のカードを交付してございます。また，町民全体の何パーセントかということでございますが，こちらは約14％でございます。

また，町民全体で見ると，個人番号カード交付事業に対して関心度が低いように思われるということでございますが，議員ご指摘のとおり，平成28年度に比べまして平成29年度の個人番号カード交付枚数は減少しているという事実もございます。

しかしながら，当町の個人番号カードの人口に対する交付率につきましては，平成28年度までは茨城県内44市町村中第３位でございましたが，平成29年度末現在では第２位ということで，利根町の町民の方は，個人番号カード交付事業に対しまして関心度は決して低くはないと考えております。

また，個人番号カード普及促進につきましては，今後とも継続して窓口でのパンフレット配布はもちろんのこと，町公式ホームページや広報への掲載等を実施いたしまして，より多くの方が個人番号カード制度を利用できるようＰＲしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（船川京子君）　石川都市建設課長。

○都市建設課長（石川　篤君）　それでは９ページ，歳入で，款15財産収入，項２財産売払収入，目１不動産売払収入，節１土地売払収入の補正額671万8,000円の増額の詳しい内訳ということでございますが，これは布川の押付本田地内の国が行う河川防災ステーション事業代替地の土地売払収入244万2,201円と，立木地内ソーラー用地内赤道の土地売却収入427万5,863円の合計額671万8,064円の増額補正を計上したものでございます。

土地売却の内容でございますが，布川の押付本田地区の土地売却につきましては，町事業である上曽根運動公園整備事業区域内の国土交通省が実施する押付地区河川防災ステーション整備に伴う用地買収，物件補償の代替地として町が整備した移転代替地の売却を１件行ったものでございます。

また，立木地内ソーラー用地内の赤道につきましては，利根町法定外公共物の用途廃止に関する事務取扱要綱に基づく申請がなされ，売却したものでございます。

次に，法定外公共物の赤道でございますが，まず法定外公共物とは，道路，河川などの公共物のうち，道路法，河川法などの管理に関する法律の適用または準用を受けていないものをいうものでございます。

代表的なものとして里道や水路がありまして，その多くは昔から，農道や農業用水路として地域住民などによってつくられた公共のように供されたもので，若泉議員がおっしゃるとおり，国有地に分類されているものでございます。

法務局に備えつけの公図などで，漢字で「道」とか「水」と表示されており，ほとんど

の場合，地番がなく，それ以前は公図上，里道は赤色，水路は青色に着色されてきたことから，里道を赤道，水路を青線と呼ばれております。

赤道とは，町道に認定されていない法定外道路の通称で，一般的には里道のことをいうものでございます。

今回，国有財産特別措置法第５条第１項第５号に基づきまして，国の権限を地方に譲渡する地方分権推進計画の一環として，機能を有する法定外公共用財産は国から市町村に譲与されることに伴いまして，本町でも，利根町でも，平成17年３月31日に国と町とで譲与契約を締結しまして，譲与後の法定外公共物は，機能，財産管理を町の判断で取り扱えることとなっておるものでございます。

次に，赤道はどのくらいあるかということのご質問でございますが，譲与申請事務の中で面積，延長等の算出は必要がなく，地図への着色で国に申請することになっておりましたので，現在のところ詳しい延長，面積等の数値的なデータはございません。

以上でございます。

○議長（船川京子君）　若泉議員。

○１０番（若泉昌寿君）　それではまず，個人番号カードのほうから，ちょっとまだ二，三点お願いします。

まず，第１点目の３月末で，平成29年度ね。登録者数が2,352名ということは，町全体で見ますと14％なんだと，そういうことなんですが，私もよくわからなくて申しわけないんですが，これは何歳から結局カードは申請しなければいけないのか，規則として。その点をまず１点ね。

それで，茨城県から見ると，昨年は３位なんだと。それで，ことしは２位になっていると，茨城県全体から見ると，利根町は。確かに，この２位，３位という数字を見ると，すばらしいんだな，利根町は，と思うんですが，実際のパーセントから見ると14％ね，そういうことですよね。

じゃあ，いかに結局，この個人番号のカード交付事業に対して，国全体を見てもそうなんでしょうけれども，茨城県ということで，今，２位，３位ということが書いてありましたので，よその市町村もかなり低いなと。だから，関心度が低いのかなと，そう思われますよね。

それで，課長のほうも，いろいろと「広報とね」とかその他の面で，結局，住民には知らせてはいるんだけれども，昨年よりことしのほうが低いということは，それなりに個人番号カードを申請してくださいと，つくってくださいよと声かけていても，町民の方たちが，はっきり言って関心がないというか，つくらなくても別に不便感じないのかなと，そんな感じになりますよね。

でも，個人カードのこの番号をつくっている方は，例えば私の知っている範囲では，今コンビニなどでも支払いができるとか何か，そういう点も聞いていますけれども，じゃあ，

個人カードを持っている方と持っていない方で，結局，便利さというか，こういうところでは，持っている方は支払いとか何かできるんだよとか，その逆に，持っていないと，今後ですよ，これをつくらないと，どういう点で町民の方は不便を感じるのか，その点，ちょっとわかったらお願いいたしたいと思います。

それから，第２点目なんですが，要するに，財産収入の売り払いね。これは，押付本田はわかりました。それで立木のほうもわかりました。

私，ここで聞きたかったのは，赤道という名称ね。それを結局よく知らなかったもので，今聞いたわけなんですが，要するに，もとは国の土地で，水路とか農道とかそういうものが，以前は国でつくってくれた土地だから，それを特に農道のほうは赤道，赤道というんだよと，そういう答弁ですが，それで大体わかりましたけれども，じゃあ，これから利根町は，ましては，要するに米づくりのまちですから，農道とか水路というのはまだまだありますよね。結局，基盤整備終わったところはパイプラインだから，その水路は少なくなってくると思います。しかしながら，その逆に，農道ですよね。農道のほうは，以前のまだ基盤整備をやっていない箇所から見たら，もう倍の広さになっているわけですよね。要するに，農道そのものは。

それも今は，今までは国の土地だったんですけれども，今度は各市町村に払い下げというか，そういうことになりましたから，今度は町の土地で，結局，農道という名称はないのかなと思います。町道何号線とか，そういうふうに町では位置づけていると思うんですが，それに関しまして，今後，赤道，赤道というのは，今まで国の土地で水路とか何かありましたけれども，今度，基盤整備がなくなりましたら水路は要らなくなるのが，大幅に減少されると思うんですが，そのときは結局，町の独断というか，国のほうにいろいろ言わなくても，売り払いというか，町のほうに，何ていうんですか，売ったり，違う面で利用したりすることはできるのかどうなのか，その点お願いします。

○議長（船川京子君）　金子住民課長。

○住民課長（金子三千雄君）　済みません。ちょっと時間もらっていいですか。

○議長（船川京子君）　それでは，石川都市建設課長。

○都市建設課長（石川　篤君）　まず，赤道に関しましては，確かに払い下げ，国のほうから町のほうに来ております。

ただ，先ほどお話ししたとおり，何ていうんですか，道路法とか，そういう法律に適用されていない，目的が道路として使わないようなところなんですけれども，町として必要であればというふうな意味で，払い下げじゃないんですけれども，町のほうに来ておりますので，通常，日常生活するための町道に関しましては町道何号線ということでつくっております。

赤道に関しましては，今のところ，山の中とか，いろいろなところにいっぱいあるんですけれども，先ほど言ったように，面積とか地番とかを起こしておりませんので，そうい

うふうなものが，必要があれば起こしながら使うような形にしていくというふうな状況でございます。その辺をご理解してください。そういうことでございますが。

○議長（船川京子君）　大越経済課長兼農業委員会事務局長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（大越直樹君）　それでは，基盤整備の中の赤道，青線はどのようになるのかというご質疑かと思うんですけれども，基盤整備事業入りますと測量が入りますので，そうすると赤道，青線の面積が確定できます。

それは，新しくなったときには，その面積を排水路だったり，農道だったりに割り当てて，今回の西部地区なんかの例ですと，それだけでは面積が足りませんので，農家の方の農地，これを一部譲っていただいて，それを農道にするというようなことで対応していきます。

ですから，法定外の公共物に関しては，先ほど，平成17年に町のほうに移管になりましたので，町のほうの事業の中で使う分には何ら問題なく使えるということになります。

以上です。

○議長（船川京子君）　金子住民課長。

○住民課長（金子三千雄君）　若泉議員のご質問にお答えいたします。

マイナンバーカードは何歳から登録できるかということでございますけれども，ゼロ歳から登録できます。

それと，マイナンバーカードを持ってのメリット，デメリットということでございますけれども，現在のところ，利根町でマイナンバーカードをとりますと住民票と印鑑証明が全国のコンビニでとることができます。

それとメリット，デメリットでは，免許証を返納された方とかの身分証明書，今のところはそれぐらいでしょうか。

今後，戸籍関係も今度マイナンバーカードでコンビニでとれるような話も来ていますので，徐々にではありますが，便利な付加価値がついてくるのかと思います。

以上です。

○議長（船川京子君）　若泉議員。

○１０番（若泉昌寿君）　それでは，個人カードのほうなんですが，今，課長の説明によりますと，現在持っていても，大体，便利度というのは，健康保険，それで大体，住民票とかそれはとれないですけれども，身分証明書は健康保険で賄うことできますよね。

ですから，はっきり言って，持っている人と持っていない人の差というは余り感じられないね。ですから，町民の方，茨城県全体から見ても，結局は登録者数が，数字的に見ても，このような数字で低いのかなと感じはしますよ。それに関して，結局，だから町民の方も，何も持っていなくても不便感じないから，まだいいか，そういう感じになると思います。

ですから，今後ね，そこで一つ聞きたいのは，必ずこれは登録しなくちゃいけないんだ

よという，そういう制度になっていくのか，いかないのか，今現状でね，現状でどのようなことになっているのか，その点をお伺いしたいなと思います。

それから，赤道の件なんですが，よくわかりました。それで，石川課長にちょっと聞くんですが，先ほど答弁の中で，利根町にはそれなりにあるんだよと，赤道，山の中にもあるんだよということなんですが，利根町に大した山はないんですけれども，その山の中にあるということは，山の中の結局，何ていうんですか，道路というかね，１人か２人通れる道路，そういうものが赤道と言われているのか，その点をお伺いして，それと名称的に，これからも赤道という名称は残るのか残らないのか，その２点お願いします。

それで質問は終わりますから，大丈夫です。

○議長（船川京子君）　金子住民課長。

○住民課長（金子三千雄君）　今後の個人番号カードの件でございますけれども，加入につきましては，あくまでも任意の加入であると思いますけれども，徐々にではありますけれども，マイナンバーカードをとらないとだんだん不便を来すような形にはなってくると思いますので，あくまでも任意加入でございますけれども，マイナンバーカードを持っていたほうがというか，持っていないと不便を来すような形になっていくと思います。

以上です。

○議長（船川京子君）　石川都市建設課長。

○都市建設課長（石川　篤君）　まず，赤道は俗称ですので，よく，何ていうんですかね，法務局なんか行って，登記して，私どももよく赤道，赤道と使っているんですけれども，これは通常残っていくのかなと，俗称なんですけれども。

それと，赤道に関しましては，町内に結構いっぱい，国から，国自体は，もう余り使えないような状況になっているようなものが下りてきている状況でございますので，先ほど言いましたように，町として町道みたいな形の管理ということは全然考えておりません。

道路法とか，そういうふうなものにものっとっていない，昔，明治憲法なんかのころ，何かつくって，国の公共にするようなところで番地も何もなくて色だけ染めてあるような状況ですので，そういうところがいっぱいあって，今のところは，そういうところを自分で払い下げとか何かしたいという場合には，本人申請でいろいろ図面とかを書いていただいて，１回，表示登記で起こして，それを町の所有ということにして，そのときいろいろ周りの地権者とかそういうふうなもので，要らない土地かとか，そういうのは調べますけれども，それで町の所有になって，それから売り払いとか，そういうふうな形をするような状況でございます。

以上でございます。

○議長（船川京子君）　若泉議員の質疑が終わりました。

次に，11番石井議員。

○１１番（石井公一郎君）　議案第30号　平成29年度利根町一般会計補正予算（第７号）

の専決処分について，12ページの款５，項１，目１，節，報酬，農業委員会報酬99万2,000円，これは国，県の支出金が確定されたために補正をしたと思うんですけれども，この内容について説明をしていただきたい。

○議長（船川京子君）　石井議員の質疑に対する答弁を求めます。

大越経済課長兼農業委員会事務局長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（大越直樹君）　それでは，石井議員の質疑にお答えいたします。

今回の報酬額の増額につきましては，３月15日をもって確定いたしました農地利用の最適化に係る活動及び成果実績によりまして交付されます農地利用最適化交付金，これを農業委員，農地利用最適化推進委員，総勢20名となりますが，その方に支払うための計上になっております。

報酬につきましては，委員１人当たり４万9,600円，これの20名分となっております。

この農地利用最適化交付金事業，これはどういうものかといいますと，農業委員，それと農地利用最適化推進委員が農地利用の最適化に係る活動及びその実績によりまして交付されるものでございます。

活動実績には，担い手への農地集積，集約化の推進活動，それから遊休農地の発生防止解消活動，それから農地中間管理機構との連携活動など，これからの活動に対しての実績，それから成果実績については，担い手への農地集積の集積できた面積ですね。それから，遊休農地の解消の実績，これらをもとに交付されるものでございます。

以上です。

○議長（船川京子君）　石井議員。

○１１番（石井公一郎君）　今，実績であって，それで農業委員さんに，20名に支払うんだというようなことなんだけれども，それでは，この集積率とか集積の面積，その委員さんの活動の内容をもっと詳しく，そうすると何平米，利根町で集積ができたかと，その辺をお願いします。

○議長（船川京子君）　大越経済課長兼農業委員会事務局長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（大越直樹君）　今の実績ということでございます。まず，集積につきましては，担い手への集積できた面積が469ヘクタール，それから遊休農地の解消につきましては32ヘクタール。ただ，この遊休農地の解消につきましては，そこで作付がされて解消ということではなく，通常の草刈り管理ができたというところでの32ヘクタールになります。

それから，活動実績でございますけれども，まず担い手への農地集積・集約の推進活動，こちらにつきましては，農業委員さんで３名の方が５日間，それから推進委員さんが６人で８日間活動をしていると。

それから，遊休農地の発生防止，こちらにつきましては，農業委員８名が38日間，それ

から推進委員さん12人で62日間活動をしております。

それから，新規参入の促進活動ということで，農業委員さんが４日間ほど活動をされております。

そのほかのいろいろな会議だったり，農地パトロール，こういうものにつきましては，農業委員さんは８名で16日間，それから推進委員さんが22日間の活動となります。

以上です。

○議長（船川京子君）　石井議員。

○１１番（石井公一郎君）　農業委員さんは，草刈り，遊休農地を減らすように一生懸命努力していると思うんですよ。ただ，見てみると，結構まだ，何ていうのかな，草が生え放題であるというようなところが，何とか農業委員さんの力で幾らかでも少なくしていただくようにお願いして質問を終わります。

○議長（船川京子君）　石井議員の質疑が終わりました。

以上で議案第30号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君）　異議なしと認めます。

それでは，議案第30号　平成29年度利根町一般会計補正予算（第７号）の専決処分についてを採決します。

お諮りいたします。

本案は，原案について承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君）　起立全員です。したがって，議案第30号は，原案について承認されました。

○議長（船川京子君）　日程第５，議案第31号　平成29年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）の専決処分についてを議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので，これから討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君）　異議なしと認めます。

それでは，議案第31号　平成29年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）の専決処分についてを採決します。

お諮りいたします。

本案は，原案について承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君）　起立全員です。したがって，議案第31号は，原案について承認されました。

○議長（船川京子君）　日程第６，議案第32号　利根町総合振興計画条例を議題とします。

本案に対する質疑通告議員は２名です。

これから本案に対する質疑を通告順に行います。

９番五十嵐議員。

○９番（五十嵐辰雄君）　それでは質疑いたします。

利根町総合振興計画条例，その中で（議会の議決）でございますが，第６条，町長は基本構想を策定し，変更または廃止するときは議会の議決を得なければならない。ただし，軽微な変更についてはこの限りではないと。

この中で軽微な変更の範囲でございますが，内容等について説明をお願いいたします。

○議長（船川京子君）　五十嵐議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯塚企画課長。

○企画課長（飯塚良一君）　第６条ただし書きの軽微な変更の範囲についてのご質問でございますが，基本的に方向性や趣旨が変わらない範囲での変更を軽微な変更の範囲として想定しております。

例えば，法律や条例の改正，これに対応するための文言の加除や訂正，また，漢字表記であったものを平仮名や片仮名に変更するなど，文言の使われ方が変わった場合などを想定しております。

○議長（船川京子君）　五十嵐議員。

○９番（五十嵐辰雄君）　ただいま課長の説明ですね。この総合振興計画については，平成29年度，30年度の継続事業として策定し，まだ原案の段階でしょうから，条例の提出の条文を見ないと詳しいことはわかりません。

以上で質問を終わります。

○議長（船川京子君）　五十嵐議員の質疑が終わりました。

次に，11番石井議員。

○１１番（石井公一郎君）　これ，今，議案第32号，議案名，利根町総合振興計画条例，

これは五十嵐議員と同じようなこと質問したわけですけれども，今，企画課長から答弁あったように，これで一つ聞きたいのは方向性，これは，どれを指して方向性なんだか，その辺を説明してください。

○議長（船川京子君）　飯塚企画課長。

○企画課長（飯塚良一君）　総合振興計画条例の中で対象にしているのは，基本構想の部分でございます。

基本構想は，町の進むべき方向について記載しているものですので，町がどちらの方向に向かっていくのかということを変えるような場合には，当然議会の議決が必要になります。その方向が変わらなければ，先ほどいった文言の修正等については軽微な変更ということでございます。

○議長（船川京子君）　石井議員。

○１１番（石井公一郎君）　方向性というのは，軽微な変更じゃないでしょうよ。重要な問題だっぺよ。方向性というのは，こう行きますよという振興計画の言っているやつはね，それが一番大事な問題でしょうよ。それが軽微な変更に当たらないでしょうよ。私はそう思いますよ。

〔「それ以外と言ったんだよ」と呼ぶ者あり〕

○１１番（石井公一郎君）　それ以外か。よく聞いていなくて済みませんでした。終わります。

○議長（船川京子君）　石井議員の質疑が終わりました。

以上で議案第32号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君）　異議なしと認めます。

それでは，議案第32号　利根町総合振興計画条例を採決します。

お諮りいたします。

本案は，原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君）　起立全員です。したがって，議案第32号は，原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君）　日程第７，議案第33号　利根町医療福祉費支給に関する条例の一

部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので，これから討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君）　異議なしと認めます。

それでは，議案第33号　利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りいたします。

本案は，原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君）　起立全員です。したがって，議案第33号は，原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君）　日程第８，議案第34号　利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので，これから討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君）　異議なしと認めます。

それでは，議案第34号　利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りいたします。

本案は，原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君）　起立全員です。したがって，議案第34号は，原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君）　日程第９，議案第35号　平成30年度利根町一般会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案に対する質疑通告議員は２名です。

これから本案に対する質疑を通告順に行います。

９番五十嵐議員。

○９番（五十嵐辰雄君）　それでは質疑いたします。

平成30年度利根町一般会計補正予算（第１号），款９教育費，項４社会教育費，６生涯学習事業費，８報償費７万2,000円，13委託料５万9,000円，合計して，英語教育事業として13万1,000円の補正でございます。

執行部の説明によりますと，英語教室はボランティアという説明がありました。ボランティアという事業ですが，ボランティア，これは明確な定義は難しいが，一般的にボランティアというのは無償性とか無給性等があります。継続性を考慮し，雇用契約か委託契約を結んでやったほうがいいと思います。

英語教室は，図書館で５月13日，６月17日，それから以後，毎月開催すると。町長の政策課題としまして，自然に幼少時から英語になれ親しむということは非常に，これからの効果が期待されます。

ボランティアじゃなくて，正式に雇用契約とかを結んでやったほうがいいと思うんですが，その点の説明をお願いします。

○議長（船川京子君）　五十嵐議員の質疑に対する答弁を求めます。

野田生涯学習課長。

○生涯学習課長（野田文雄君）　それでは，五十嵐議員の質疑にお答えいたします。

英語教室の実施向けボランティア募集につきましては，元英語教師の方や英語サークルの活動の会員の方々など多くの皆様方にお声がけをしましたが，講師の発掘には至りませんでした。また，「広報とね」に掲載し，ボランティア講師を募集しましたが，募集はありませんでした。

このままですと英語教室が開催されませんので，講師を利根中学校の英語担当の先生にボランティアでお願いをし，また国際交流会にもお声がけをし，５名の方々にボランティアとして参加をしていただきまして，第１回目が５月13日に開催されまして63名の参加をいただき，成功裏にスタートをいたしました。

２回目が６月17日，同じ利根中学校の英語の先生またはボランティアの方々で開催予定でございます。７月以降につきましても継続的に実施するため，今回補正予算を計上したものでございます。

○議長（船川京子君）　五十嵐議員。

○９番（五十嵐辰雄君）　課長ね，ボランティアということを再三，３回ぐらい強調しました。ボランティアを募集しても集まらないと。やむを得ず，報償費，委託料ですが，やっぱりまた継続して，集まらなくてもボランティアという精神を貫いてやるんでしょうかね。

やっぱりボランティアというのは，どこでもこれは無償ですよね。この報償費とか委託料で若干の金銭を払う場合には，これはボランティアに入らないんですね，これは。これ，労働契約ですからね。労働の対価としてお金を払うんですよね。

だから，ボランティアという表現は，確かに大衆受けして町民受けは必ずいいですよ，これ，ボランティア。ただ，集まらなくて，しようがなくて，今度は報償費，委託料あげるのは結構だけれども，やっぱりボランティアという制度は，全く無給，無報酬ならいいけれども，若干の，やっぱりちゃんとこれを払えば，全部，これ源泉徴収で税金も払うんですよね。役場のほうでは，賃金を払う場合は必ず源泉徴収，役場は源泉徴収義務者だから必ず源泉徴収すると思うんですよ。その点の解釈のほうを，課長お願いします。

○議長（船川京子君）　議員の皆様に申し上げます。

私語は慎んでください。

〔発言する者あり〕

○議長（船川京子君）　私語は慎んでください。

〔発言する者あり〕

○議長（船川京子君）　静粛にしてください。

野田生涯学習課長。

○生涯学習課長（野田文雄君）　五十嵐議員の質疑についてお答えいたします。

今，何ていいますかね，解釈ということで聞かれたものですから，その辺の内容がちょっと理解できないところなんですけれども，今回，英語講師謝礼としまして７万2,000円，これが２人分で２回，１人当たり4,000円でございます。

それから，外国語指導派遣講師業務委託といたしまして５万9,000円，これは１名で6,480円の９回分で３名の方の英語の先生方をお願いしまして運用したいと考えているところでございます。

○議長（船川京子君）　五十嵐議員。

○９番（五十嵐辰雄君）　それでは，最後の３回目の質疑です。

課長，そうしますと同じ目的で，同じ時間とか，片っぽの方は無報酬のボランティア，片っぽは有料の委託者，これは報償費だから，これは謝金だね。そういう同じ身分の人じゃなくて，違う人が同じ教室で，片っぽは無償性，無給性，片っぽは有償と，こういう差が，並行してやるということはちょっと疑問ですね。

ですから，集まらないなら集まらないなりに，ボランティアというそういった見ばえのいいことをやめて，ちゃんと正式に公金を支出してみっちりやったほうがいいと思うんです。その点，３回目，お伺いします。

○議長（船川京子君）　野田生涯学習課長。

○生涯学習課長（野田文雄君）　五十嵐議員の質疑にお答えいたします。

あくまでもボランティアの方々は，先生方のサポートをしていただくというんですかね，

そういう形でお願いをしておって，確かにお金を払う方と払わない方が出てきておかしいんじゃないかということでございますけれども，あくまでもメーンでやっていただく方は外国の英語の先生及び講師の先生にメーンでやっていただきまして，ボランティアの方につきましては，そのサポートで，子供たちがわからなくなってしまったとか大勢いて対応がしきれないというときに，ボランティアの方でサポートしていただくという形でやっていきたいなと思っているところでございます。

○議長（船川京子君）　五十嵐議員の質疑が終わりました。

坂本議員に申し上げます。

私語は慎んでください。

次に，11番石井議員。

○１１番（石井公一郎君）　また，これも五十嵐議員と同じようなことなんですけれども，今の説明なり話を聞いていると，町長は，あくまでもこれはボランティアでやりますよというわけですから，無報酬でやるのに，ここに予算を組む自体，もうおかしいなと私はそのように思いますよ。

もう出発時点からそうやって町長は言うわけだから，だからあとは，この判断はどうするかは町長が決めるんでしょうけれども。だけれども，お金を払う人と払わない人と，今五十嵐議員が言ったように，だけれども，私の捉え方としては，町長は，もう全部ボランティアで英語サポート校は実施していくんですというようなことを言っているわけだから，私はそれを通していただきたいなというように思っております。

質問終わります。答弁は要らないです。

○議長（船川京子君）　石井議員の質疑が終わりました。

以上で議案第35号に対する質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

石井議員。

〔11番石井公一郎君登壇〕

○１１番（石井公一郎君）　それでは，町長の公約の一つである英語サポート校，これは小さいときから英語に親しむことが大切だと，私もそのようには思います。

それで，旧東文間小学校を利用してやっていくんだと。それでボランティアの先生，これは現状では募集しても集まらない。事業の内容等のいろいろな問題があると思うんですよね。

これ，英語サポート校を実施していく上で，学校，それと授業の内容，全部きちんとしてね，きちんと英語サポート校が実施できるような環境をきちんと整えて開講するのがベストであると思うんです。見切り発車のような状態で実施することについては反対します。

○議長（船川京子君）　次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

６番坂本議員。

〔６番坂本啓次君登壇〕

○６番（坂本啓次君）　今のことに対して賛成の立場で行いたいと思います。

これは，私も「広報とね」のやつを見て，皆さん配られているのを見ましたよね。あれを見たときに，64人の方が親子ともどもで，大きな広場で英語を習おうという気持ちでやっていました。

あれを見て，さすがに，これならば，無料だったから来たのかということは言えませんが，ただ私は，町長の立場としてね，町長の立場じゃなくて執行部の立場として，やはりこれはお金を払ってもいいから立派な講師を呼んで，せっかく子供たちがやる気になっているんだから，だったら英語を進めていこうかなという気迫があるところで，来る，来ないは別として，これを予算化し，学習課長が一生懸命，人選を選んでほしいというような希望的な観測であれ，これは来なければ払わないんだから，使わないはずだから，来たら，これを払ってやるのも妥当じゃないかと思いますので，やはり予算づけして意気込みを見せるということは必要性があると思います。

なので，私は賛成する立場で今の答弁を行います。ぜひ，町民の方でも，お金あげるから一生懸命やってくれよというような気持ちが町にあるんだけれども，私らは要りませんよと言ったら払わなければいいんだから，そういうことで一生懸命やってもらえばいいんじゃないかと思います。よろしくお願いします。

○議長（船川京子君）　次に，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

10番若泉昌寿議員。

〔10番若泉昌寿君登壇〕

○１０番（若泉昌寿君）　私は，賛成の立場で，短いですけれども討論を行います。

確かに，町長，選挙のときの公約ですよね。ボランティアで，あくまでも英語サポート教室，これを開講するんだと，それは私も一緒に歩いていた仲ですから，よく聞いております。

しかしながら，まずは小さい子供たちに英語，それを身につけていただく，そういうことを考えれば，多少の報償費とか何か，これはいいと思います。

なぜかといいますと，まずはボランティアの方が見つかるまで，結局，教室を開きたいなと思っても，それ見つからなかったらできないということでは，ボランティアの方がいなけりゃ，いつになってもできないですよね。ですから，多少のお金はかかるかもしれませんけれども，まずは，石井議員は見切り発車だとおっしゃっていましたが，その見切り発車は大切なのかなと私は思います。

何はともあれ，そういう開講できたということは，これはすばらしいことなんだと思います。それを，この機に，ボランティアの方を今，再度募集していますから，一日も早く

ボランティアの方が見つかるように私は祈って，正式にちゃんと町長の公約どおり，英語サポート教室がどんどん大きくなるように願っております。

以上でございます。

○議長（船川京子君）　次に，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君）　異議なしと認めます。

それでは，議案第35号　平成30年度利根町一般会計補正予算（第１号）を採決します。

お諮りいたします。

本案は，原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君）　起立多数です。したがって，議案第35号は，原案のとおり可決されました。

暫時休憩とします。再開を11時20分といたします。

午前１１時０７分休憩

午前１１時２０分開議

○議長（船川京子君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（船川京子君）　日程第10，議案第36号　市町の境界変更についてを議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので，これから討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君）　異議なしと認めます。

それでは，議案第36号　市町の境界変更についてを採決します。

お諮りいたします。

本案は，原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君）　起立全員です。したがって，議案第36号は，原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君）　日程第11，議案第37号　市町の境界変更に伴う財産処分に係る協議についてを議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので，これから討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君）　異議なしと認めます。

それでは，議案第37号　市町の境界変更に伴う財産処分に係る協議についてを採決します。

お諮りいたします。

本案は，原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君）　起立全員です。したがって，議案第37号は，原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君）　日程第12，議案第38号　利根町監査委員の選任についてを議題とします。

本案に対する質疑通告はありませんでしたので，これから討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君）　異議なしと認めます。

それでは，議案第38号　利根町監査委員の選任についてを採決します。

お諮りいたします。

本案は，原案について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君）　起立全員です。したがって，議案第38号は，原案について同意することに決定されました。

○議長（船川京子君）　日程第13，議員派遣の件を議題とします。

本件については，お手元に配付のとおり，地方自治法第100条第13項及び会議規則第127条の規定により，議員を派遣するものであります。

お諮りいたします。

議員派遣の件については，お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君）　異議なしと認めます。よって，議員派遣の件は，お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

なお，議員派遣に変更がある場合は，議長に一任とさせていただきます。

○議長（船川京子君）　日程第14，常任委員会並びに特別委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から所管事務のうち，会議規則第75条の規定により，お手元に配付した所管事務の調査事項について，閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり，閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君）　異議なしと認めます。したがって，各委員長からの申し出のとおり，閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（船川京子君）　日程第15，議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員会委員長から所掌事務のうち，会議規則第75条の規定により，お手元に配付した所掌事務の調査事項について，閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり，閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君）　異議なしと認めます。したがって，委員長から申し出のとおり，閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで町長から発言を求められておりますので，これを許します。

佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君）　平成30年第２回定例会の閉会に当たりまして，ご挨拶を申し上げます。

６月１日から本日までの８日間にわたり行われました今定例会も，ここに全日程を終了し，閉会を迎えることになりました。

議員の皆様方には，慎重なるご審議をいただきました結果，ご提案を申し上げました案件全て原案のとおり可決並びにご承認をいただきましたことに，心より厚く御礼を申し上げます。

また，本定例会の期間中，４日及び６日の２日間で行われた一般質問や議案審議の過程において，議員の皆様からいただきましたご意見やご提案等につきましては，大変貴重なものと受けとめ，今後の町政運営の参考とさせていただきたいと考えております。

今定例会の冒頭でも申し上げましたように，好況感が続く中においても，今後も引き続き貴重な自主財源である町税の安定確保に努めるとともに，公約に掲げた事業や利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略などの目標を着実に実行に移し，町の魅力向上のため，誠意努力していきたいと考えております。

これから本格的な夏のシーズンが到来します。近年，大型台風の到来も予想されているところでもあり，こうした台風など風水害に対する対策も含め，気を緩めることなく，今後も町政運営に当たってまいりたいと考えております。

議員各位におかれましても，ますますご自愛され，さらなる町の発展のために，町政に対するご理解とご協力をお願い申し上げまして，議会定例会の閉会に当たり，挨拶とさせていただきます。

８日間，大変ご苦労さまでした。

○議長（船川京子君）　発言が終わりました。

○議長（船川京子君）　以上で本定例会の日程は全部終了しました。

これをもちまして，平成30年第２回利根町議会定例会を閉会いたします。

次回の平成30年第３回定例会は，平成30年９月４日火曜日の開会を予定しております。

お疲れさまでした。

午前１１時２９分閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する

利根町議会議長　　船　川　京　子

署　名　議　員　　石　山　肖　子

署　名　議　員　　花　嶋　美清雄